

第2号様式(第10条関係)

令和2年7月22日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員

山川 典二



令和2年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第3項に基づき、別紙のとおり令和2年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和2年度 政務活動費収支報告書

議員名 山川 典二

1 収 入 政務活動費 450,000 円

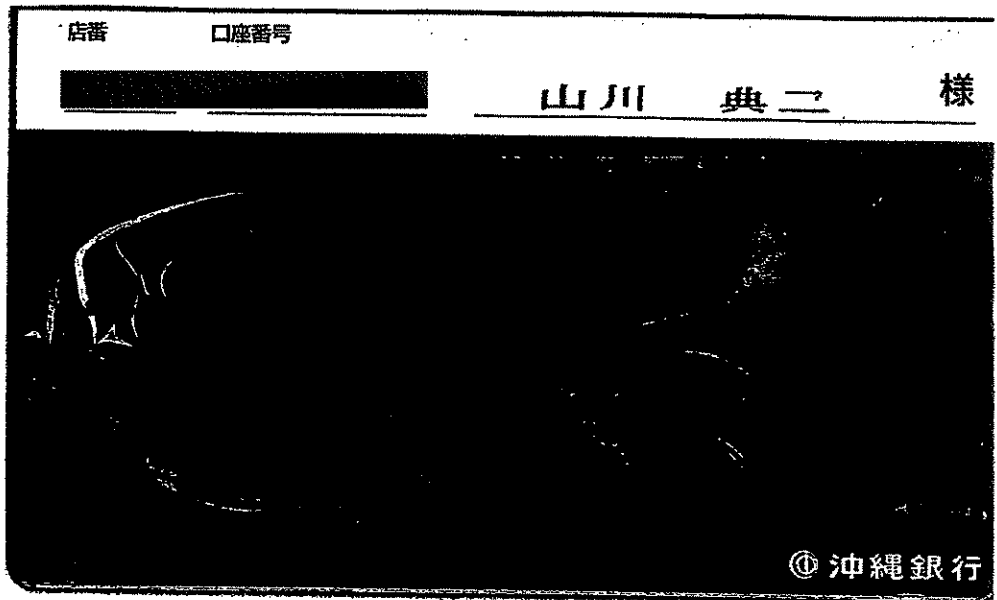
2 支 出

(単位:円)

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費		
研 修 費		
広聴広報費		
要請陳情等 活 動 費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費	7,560	八重山日報
事 務 所 費	205,334	家賃 水道代 電気代
事 務 費	17,136	電話代
人 件 費	226,035	給与 労働保険料
合 計	456,065	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 0 円



2- 5-20 振出 *5,400RY. ナイマニツキウ

八重山日報 3月・4月分
充当額 2,700円
(4月分のみ)

2- 6-22 振出 *2,700RY. ナイマニツキウ

八重山日報 5月分

2- 7-20 振出 *2,700RY. ナイマニツキウ

充当割合： 24/30 6割分
(6/24が任期満了日なので日割)

充当額 2,160円

家賃
水道代

領 収 証

2020年 7月 13日

No. _____

山 川 典 二 様



有限
会社

丸彦ハウジング

〒902-0075 沖縄県那覇市国場町88番地
丸彦マンション106号室
TEL (098) 855-6101
FAX (098) 832-6997

金額 781420

上記の金額正に受取りました。

但し 丸彦マンション106号室

令和2年4月分家賃等

とて

敷 金					
家主礼金					
家 賃	4/1~4/30		80000		
共 益 費	水道料		1270		
駐車料金	駐車料(0.4)		150		
保証金					
斡旋手数料	(消費税込)				
合 計			781420		



ご注意:金額を訂正したもの取扱者印のないもの及び複写できないもの等は無効です。

家賃(4月分) ¥80,000

水道料(3月分)

充当割合: 充当割合: 政務活動、以外が含まれるので差分

事務所費

家賃
水道代

領 収 証

2020年 7月13日

No. _____

小川 典二 様



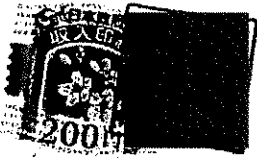
丸彦ハウジング
丸彦マンション103号
TEL (098) 851-0101
FAX (098) 832-1597

金額			4	8	1	4	7	6
----	--	--	---	---	---	---	---	---

上記の金額正に受取りました。

但し 丸彦マンション106号室
令和2年5月分家賃等
と17

家主礼金				
家賃	5/1~5/31	8	0	0
共益費	水道料	1	3	2
駐車料金	駐車場料	1	5	0
保証金				
斡旋手数料	(消費税込)			
合計		4	8	1



ご注意: 金額を訂正したものの取扱者印のないもの及び複写できないもの等は無効です。

家賃(5月分)

充当割合 24/31

(5/25~5/31は政務活動以外
でも使用して為)

充当額 61935円

水道料(4月分)

全額充当 1326円

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務所費

家賃
水道代

領 収 証

2020年 7月13日

No. _____

小川 典二 様

金額 480789

上記の金額正に受取りました。

但し 丸彦マンション106号室

令和2年6月分家賃等



丸彦ハウスマンション
T902-0075 沖縄県那覇市国場188番地の2
丸彦マンション103号
TEL (098) 853-1070
FAX (098) 832-1597

敷金					
家主礼金					
家賃	6/1~6/30		800000		
共益費	水道料			639	
駐車料金	ロビーエレベーター			150	
保証金					
幹旋手数料	(消費税込)				
合計			480789		



ご注意:金額を訂正したものの取扱者印のないもの及び複写できないもの等は無効です。

家賃(6月分)

充当割合 17/30

(6/1~6/7は政務活動以外でも
使用した為)

(6/24が任期満了日なので日割)

充当額 45,333円

水道料(5月分)

充当割合 24/31

(5/25~5/31は政務活動以外でも
使用した為)

充当額 494円

充当割合：政務活動のみ全額充当
電気代5月分(利用期間4/17~5/18)

事務所費
電気代

電気ご使用量のお知らせ(検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

山川 典二様
丸彦マンション 106

電気番号		店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD	2000
12222	5 1 7	201	3527	従量電灯

供給地点特定番号：10-0001-2222-0000-5170-0000

ご使用量	計	67 kWh	令和 2年 5月分	ご利用期間 4月17日~ 5月18日 お支払期日 6月18日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります
------	---	--------	--------------	--

今月検針日	5月18日	翌月検針日	6月17日	
今回指示数	13636.7	前回(取付)指示数	13569.5	
乗率		使用量	67	
計器番号	676353143	取替前使用量		
参考使用量(kWh)	前月	38	前年同月	0

ご請求金額 (再エネ賦課金)	1,862 円 (再掲 199 円)
-------------------	-----------------------

燃料費調整単価	再エネ賦課金単価
当月分	翌月分
0kWh~10kWh - 6円95銭	- 8円52銭
+29円80銭	+29円80銭
11kWh以上(1kWhにつき) - 0円70銭	- 0円85銭
+ 2円98銭	+ 2円98銭

お問い合わせ先/コールセンター
料金 0120-588-391 (IP電話) 098-993-7777
停電・緊急 0120-588-701 那覇支店
引継 0120-588-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証

山川 典二様

電気番号 12222- 5-1-7
ご契約種別 従量電灯
令和 2年 5月分

領収金額	1,862 円
料金	1,663 円
再エネ賦課金	199 円

【再掲】
消費税等相当額 169 円
燃料費調整額 -46.85 円

ご使用量 67 kWh

※金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	6月18日	印
金融機関 取扱期日	6月26日	20,630
コンビニ等 取扱期日	7月8日	永野 眞富 ファミリーマート

沖縄電力株式会社 那覇支店 収入印紙貼付欄

電気ご使用量のお知らせ(検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

山川 典二様
丸彦マンション 106

電気番号		店所	作業区	ご契約種別	ご契約電力
画番号	家番号	枝	CD	4000	3.0 kW
12222	5 2 6	201	3527	低圧電力	力率 80 %

供給地点特定番号：10-0001-2222-0000-5260-0000

ご使用量	主	5 kWh	令和 2年 5月分	ご利用期間 4月17日~ 5月18日 お支払期日 6月18日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります
------	---	-------	--------------	--

今月検針日	5月18日	翌月検針日	6月17日	
今回指示数	2855.7	前回(取付)指示数	2850.3	
乗率		使用量	5	
計器番号	51102083	取替前使用量		
参考使用量(kWh)	前月	0	前年同月	0

ご請求金額 (再エネ賦課金)	4,276 円 (再掲 14 円)
-------------------	----------------------

燃料費調整単価	再エネ賦課金単価
当月分	翌月分
1kWhにつき - 0円70銭	- 0円85銭
+ 2円98銭	+ 2円98銭

お問い合わせ先/コールセンター
料金 0120-588-391 (IP電話) 098-993-7777
停電・緊急 0120-588-701 那覇支店
引継 0120-588-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証

山川 典二様

電気番号 12222- 5-2-6
ご契約種別 低圧電力
令和 2年 5月分

領収金額	4,276 円
料金	4,262 円
再エネ賦課金	14 円

【再掲】
消費税等相当額 388 円
燃料費調整額 -3.50 円

ご使用量 5 kWh

※金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	6月18日	印
金融機関 取扱期日	6月26日	20,630
コンビニ等 取扱期日	7月8日	永野 眞富 ファミリーマート

沖縄電力株式会社 那覇支店 収入印紙貼付欄

エアコンを使用して為
電気料金が高くなっている。
(車カ)

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分
電気代6月分(利用期間5/19~6/16)

事務所費
電気代

電気ご使用量のお知らせ(検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

山川 典二様
丸藤マンション 108

電気番号	店所	作業区	ご契約種別
画番号 12222	家番号 517	枝 CD 201 3527	2000 従量電灯

供給地点特定番号：10-0001-2222-0000-5170-0000

ご使用量 計 326 kWh 令和 2年 6月分

ご利用期間 5月19日~6月16日
お支払期日 7月17日
※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります

今月検針日 6月17日	翌月検針日 7月17日	ご参考使用量(kWh)
今回指示数 13962.4	前回(取付)指示数 13636.7	前月 67 前年同月 0
使用量 326	計器番号 6353143	

ご請求金額 9,541 円 (再エネ賦課金 971 円)

燃料費調整単価	再エネ賦課金単価
当月分 翌月分	当月分 翌月分
0kWh~10kWh - 8円52銭 - 14円52銭	+29円80銭 +29円80銭
11kWh以上(1kWhにつき) - 0円85銭 - 1円45銭	+ 2円98銭 + 2円98銭

お問い合わせ先/コールセンター
料金 0120-588-391 (1P電話) 098-993-7777
停電・緊急 0120-588-701 那覇支店
引継 0120-588-390 検針員

電気料金払込受領証

山川 典二様

電気番号 12222- 5-1-7
ご契約種別 従量電灯
令和 2年 6月分

預収金額 9,541 円

料金 8,570 円
再エネ賦課金 971 円

【再掲】
消費税等相当額 867 円
燃料費調整額 -277.12 円

ご使用量 326 kWh

*金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	7月17日	07390 20.6.30 糸満武富ファミリーマート
金融機関取扱期限日	7月27日	
コンビニ等取扱期限日	8月8日	
沖繩電力株式会社 那覇支店	収入印紙貼付欄	

充当割合 16/29 (5/25~6/7は政務活動以外でも使用した為)
充当金額 5264円

電気ご使用量のお知らせ(検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

山川 典二様
丸藤マンション 108

電気番号	店所	作業区	ご契約種別	ご契約電力
画番号 12222	家番号 526	枝 CD 201 3527	4000 低圧電力	3.0 kW 力率 80 %

供給地点特定番号：10-0001-2222-0000-5260-0000

ご使用量 主 274 kWh 令和 2年 6月分

ご利用期間 5月19日~6月16日
お支払期日 7月17日
※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります

今月検針日 6月17日	翌月検針日 7月17日	ご参考使用量(kWh)
今回指示数 3130.1	前回(取付)指示数 2856.7	前月 5 前年同月 0
使用量 274	計器番号 4102083	

ご請求金額 8,781 円 (再エネ賦課金 816 円)

燃料費調整単価	再エネ賦課金単価
当月分 翌月分	当月分 翌月分
1kWhにつき - 0円85銭 - 1円45銭	+ 2円98銭 + 2円98銭

お問い合わせ先/コールセンター
料金 0120-588-391 (1P電話) 098-993-7777
停電・緊急 0120-588-701 那覇支店
引継 0120-588-390 検針員

電気料金払込受領証

山川 典二様

電気番号 12222- 5-2-6
ご契約種別 低圧電力
令和 2年 6月分

預収金額 8,781 円

料金 7,965 円
再エネ賦課金 816 円

【再掲】
消費税等相当額 798 円
燃料費調整額 -232.90 円

ご使用量 274 kWh

*金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	7月17日	07390 20.6.30 糸満武富ファミリーマート
金融機関取扱期限日	7月27日	
コンビニ等取扱期限日	8月8日	
沖繩電力株式会社 那覇支店	収入印紙貼付欄	

充当割合 16/29 (5/25~6/7は政務活動以外でも使用した為)
充当金額 4,844円

事務所概要申告票

議員名 山川典二

1. 物件の所在

住所	沖縄県那覇市国場1186-4 丸彦マンション106
電話番号	098-851-4305

2. 所有区分

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所 ・賃貸借契約先 [城間 吉彦] ・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄:) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 ・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

山川典二 (印)

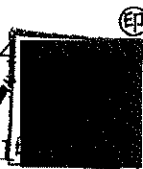
賃貸人

氏名

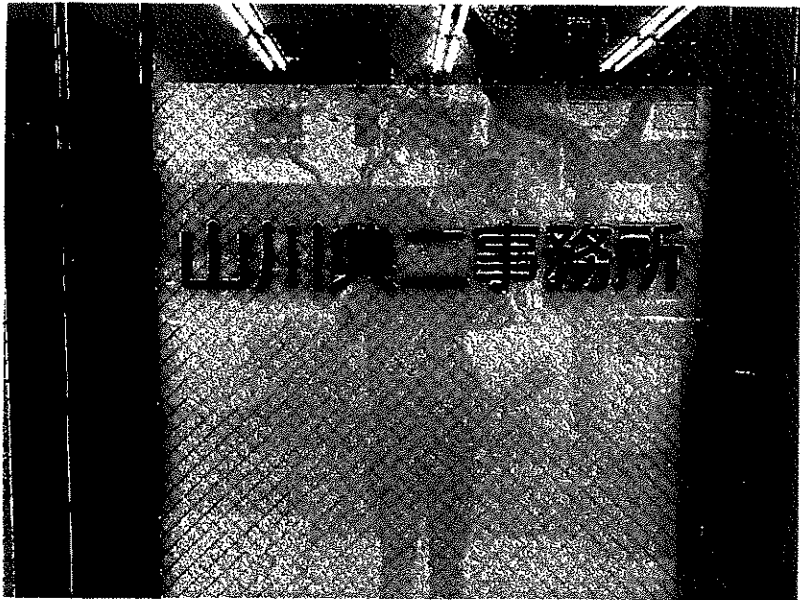
那覇市国場1186番地の4
 有限会社 丸彦ハウジング

住所

電話(代) (098) 855-0101



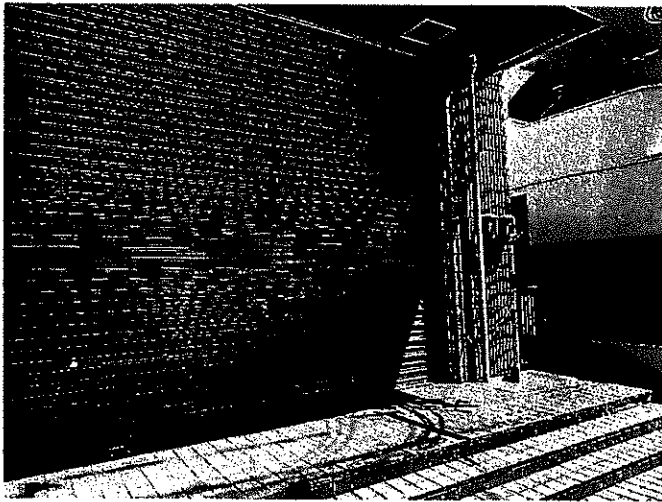
玄関



郵便受け



事務所
シャッター



事務所費充当状況申告票

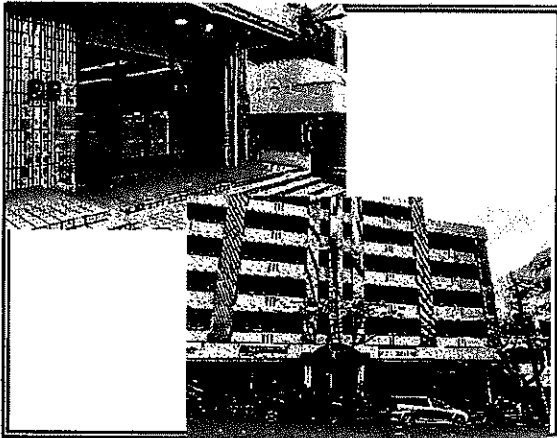
議員名

山川典二

1. 事務所の状況

住所	那覇市国場1186-4 丸彦マンション106
----	------------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	全額充当
------	------

充当割合の説明：

4月：全額充当
 5月・6月は政務活動以外でも使用している為
 案分

(関係経費)

家賃(月額)	80,000 円
駐車場代(月額)	0 円
水道代(月額)	平均1,270円(変動あり)
その他	0 円

(充当額)

家賃(月額)	円
駐車場代(月額)	0 円
水道代(月額)	平均1,270円(変動あり)
その他	円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

山川典二 (印)

貸室賃貸借契約書(店舗用)

賃貸借契約書

貸主 (以下甲という。)

借主 (以下乙という。) 山川 典二

上両者間に、下記の賃貸借物件に関して、以下のとおり賃貸借契約を締結する。

自 令和 2年 1月 20日
至 令和 4年 1月 19日

賃貸借物件 名称 丸彦マンション
所在地 那覇市国場1186-4番地
鉄筋コンクリート造 8階建て 1階 106号室
使用目的 (政務事務所)

賃貸人

賃借人

山川 典二



(社)沖縄県宅地建物取引業協会々々員

(社)全国宅地建物取引業保証協会々々員

沖縄県知事免許(8)第2244号

沖縄県那覇市国場1186-4番地

TEL855-0101(代) FAX832-1597

(有)丸彦ハウジング

第1条 甲は乙に対して前記賃貸借物件を賃貸し、乙は前記使用目的のため以下の各項を承諾したうえ、前記物件を賃借する。乙は甲の書面による承諾がなければ使用目的の変更はできない。

第2条 賃貸期間は令和2年 1月 20日より令和4年 1月 19日迄の武々年とする。但し、期間満了の武々月前迄に契約当事者の一方が他方に書面で解約の通知を為さざる時は、満期の日より更に満武々年間同一条件により契約は更新されるものとし、以後この例による

第3条 賃料は、武々月金 80,000円也とし、乙は毎月 1日までに当月分を甲の指定する場所を持参するか、もしくは甲の指定する銀行口座に送金または口座振替にて支払う。武々月に満たない場合は、日割とする。賃料には、電気・ガス・上下水道・電話の使用料は含まれずその支払いは乙の負担とする。

第4条 前条の賃料が、経済事情の変動、土地もしくは建物に対する公租公課その他の負担の増減により、または近隣建物の賃料に比較して不相当な時は、契約期間中であっても、当事者間においてその増減を請求することができる。

第10条

甲またはその代理人は、建物の保全、防火、防犯、救護等に関し、必要ある時は本物件に立ち入り、必要な措置をすることができる。この場合乙は甲に全面的に協力しなければならない。

第11条

乙、またはその使用人及び乙に関わる者が、本物件、その付属物並びに共用部分を、毀損又は滅失したときは、乙は甲に対し直ちにその旨を通知するとともにこの回復に要する損害を賠償しなければならない。

第12条

乙が、下記の場合の1つに該当した時は、甲は何らの通知催告を要しないで、直ちに本契約を解除して、乙に対して明渡しを求め得る。

1. 借ヶ月以上、賃料及び共益費の支払いを怠った場合。
2. 賃料及び共益費の支払いをしばしば遅延し、本契約における信頼関係を著しく害すると甲が判断したとき。
3. 乙またはその使用人、及び乙に関わる者が反社会的と認められる団体（暴力団、過激な政治活動集団）関係者であり、かつ近隣住居者の平穏を害するおそれのある行為があったとき、もしくは甲及び近隣に迷惑となる行為をしたとき。
4. 無断で本物件から退去した時、または正当な事由なく借ヶ月以上本物件を使用しない時。
5. 乙が甲の書面による事前の承諾なく本物件を第3者に転貸し、または当該賃借権を譲渡した時。
6. その他、本契約の条項に乙が違反した時。

第13条

乙は契約期間中であっても、甲に対して書面による借ヶ月以上の予告期間を定めて、本契約の解除を申し入れることができる。この場合、予告期間満了と同時に契約は満了する。但し、予告に替えて借ヶ月分の賃料相当額を甲に支払い即時に解約することができる。

第14条

本契約終了と同時に乙は、次のとおりに従って賃借物件を明け渡さなければならない。

1. 乙は退去にともなう電気、ガス、水道等の代金精算手続と、鍵の返還を速やかに行うこと。
2. 乙は乙の費用により新設、付加した諸造作、設備、及び乙所有の物件を乙の費用を以て収去し、現状に復するとともに、建物内外の清掃及びゴミ、汚物等の撤去処理をして明け渡すこと。

事務所費

第5条 共益費は借ヶ月金一円也、駐車場は1台無料とし
乙は毎月1日までに当月分を賃料と一緒に支払う。
それらの改定は前条に準じて行う。

第5条 水道料金の支払いに関しては、毎月18日に甲にて検針を行い
毎月1日に家賃と一緒に支払う。(自動引き落とし)

第7条 乙またはその関係者が、駐車場の建造物もしくは施設に損害を与えたときは、乙は甲に対して損害賠償責任を負うものとする。
甲は、駐車中の車輛に対する盗難、損傷、火災、その他乙の駐車場利用に関して生じた一切の損害について何らの責任を負わないものとする。

第8条 乙は本契約と同時に敷金として金80,000円、礼金として金一円
合計額 80,000円を甲に差し入れる。

乙は契約期間中、敷金をもって賃料その他本契約に基づく債務の弁済に充当することはできない。

1. この敷金は無利息とする。
2. この敷金は甲が賃貸借関係における乙の債務を担保するものとする。
3. 甲は、乙の債務不履行があれば、甲が受けた損害金その他乙の負担金をこの敷金から充当することができる。

4. 甲は、乙がこの契約に定める義務の履行を完了し賃借物件を完全に明け渡したことを確認した後、次の期間及び控除率に従って控除をなし、その後の残額を乙に返還するものとし、控除した金額は甲において取得する。
イ、本契約締結後、或年未満内に解約した場合は、違約金として敷金は甲において没収する。

ロ、或年以上経過した場合は、金 80,000円を返還する。

ハ、本契約終了後乙において、賃借物件を現状に復さない時は、甲は敷金の返還を拒むことができる。

第9条 乙は本物件に造作物の設置、模様替え、看板等の掲示、冷房機の取付けその他、全て現状を変更する工事を行うときは、事前に、甲の書面による承諾を得なければならない。

- 3. 乙が賃借物件を現状に復さない時は、甲はその費用は乙が負担する。
- 4. 乙が賃借物件を明け渡した後に、残置した物件がある時は、その所有権を放棄したものとみなし、甲は任意にこれを処分することができる。
- 5. 本契約終了と同時に、乙が賃借物件を明け渡さない時は、乙は甲に対し本契約終了の日から起算して明け渡しに至るまで最終賃料の2倍相当額の損害金の支払い、並びに電気、ガス、水道代金等について甲が被った損害を賠償しなければならない。
- 6. 乙は明け渡しに際し、その事由、名目の如何にかかわらず、移転料、立退料、権利金等一切の請求をすることはできない。

第15条 連帯保証人は、本契約各条項を承諾の上、乙が甲に対する本契約に係る一切の債務につき、乙と連帯して履行の責を負うものとする。
乙が行方不明等により連絡が取れない場合は、連帯保証人にすべてを任じたものとみなし、甲は連帯保証人と共にすべての処置を行う。

第16条 甲が乙及び連帯保証人に対して、本契約に関して公正証書の作成を要求した場合は、乙及び連帯保証人はこれに応じなければならない。

第17条 乙及び連帯保証人は、本契約に関して金銭上の債務不履行があった場合もしくは賃借物件明け渡し不履行の場合は、直ちに強制執行を受けても異議がない旨承諾した。

第18条 本契約について、甲乙双方は紛争の発生を避けるように努めなければならない。
尚、紛争が発生した時の訴訟は、甲の所在地の裁判所を管轄裁判所とするに甲乙は合意した。

特約事項: 本件貸室には賃借人の負担で全保連帯を付帯し本件貸室賃貸契約が終了するまで賃借人は、前記保証契約を継続するものとする。
入居者総合保険の加入及び更新手続きについては、貸室賃貸契約が終了するまで賃借人の負担で継続するものとする。

本契約の成立を証するため、本誌式通を作成し各自記名捺印の上甲乙各志通を保有する。

令和 〇 年 / 取 〇 日

甲(賃貸人) 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
本籍 [REDACTED]

現住所 不審橋天又2丁目2番2号
氏名 山川 典二
勤務先 仲野聖義会 TEL 266-2254

丙(連帯保証人)住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
勤務先 [REDACTED] TEL [REDACTED]

乙(賃借人)との関係(未見成)

丙(連帯保証人)住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

勤務先 [REDACTED] TEL [REDACTED]

乙(賃借人)との関係()

仲介業者(立会人) 那覇市国場1186番地の4
丸彦ハウジング
電話(代)(098)855-0101

本契約書全文を通読理解の上、記名捺印いたします。

令和 〇 年 / 月 〇 日 乙(賃借人) 山川 典二

充当割合：政務活動のみ全額充当

事務費

電話代

NTTファイナンス株式会社
払込受領証

お客様名 山川 典二 様
お客様番号 4910-1840-83646
請求年月 2020年 5月分
ご請求金額 ¥6,516-

上記の金額を受領いたしました。
※金額を訂正したものと及び、取扱
日付印のないものは無効です。

NTTファイナンス株式会社

取入印紙貼付欄		領収日付印
---------	--	-------

(お客様控)

(4/1 ~ 4/30 分料金.)

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費
電話代

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
山川 典二 様

お客様番号
4910-1840-83646

2020年 6月ご請求分
金額(円)
¥6,340-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

72132
20.7.27
那覇国場
ファイナンス

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話代6月分(5/1~5/31)
充当割合 24/31
(5/25~5/31は
政務活動以外でも使用LT=為)
充当額 4,908円

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
山川 典二 様

お客様番号
4910-1840-83646

2020年 7月ご請求分
金額(円)
¥21,994-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

72132
20.7.27
那覇国場
ファイナンス

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話代7月分(6/1~6/30)
充当割合 17/30
(6/1~6/7は政務活動以外でも
使用LT=為)
(6/24が任期満了日なので日割)
12,463円

4.5月の平均で充当
 $6,516 + 4,908 = 11,424$
 $11,424 \times \frac{1}{2} = 5,712$

雇用職員等の賃金台帳



(令和2年度)

単位：円

月日	支給額	労働保険料控除額	支払額	受領印	備考
5月8日	80,000	240	79,760	●	4月分
6月10日	80,000	240	79,760	●	5月分
7月10日	80,000	240	79,760	●	6月分
合計	240,000	720	239,280		

令和 2 年度 雇用職員 申告票

議員名 山川 典二

被雇用職員名	[REDACTED]	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 議員の親族(続柄:)	<input checked="" type="checkbox"/> 議員の親族外
議員との生計	<input type="checkbox"/> 議員と生計同一	<input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

令和2年度の雇用について、上記記載のとおり申告します。

氏名

[REDACTED]



住所

[REDACTED]

雇用者 沖縄県議会議員

山川 典二 (印)

勤務の実態を証する提出書類

- 出勤簿 タイムカード その他:

※雇用契約書(必須)に加え、上記の書類を提出します。

勤務実態申告票

【議員名 山川 典二】

職務内容

区分	職務内容	業務割合(%)
政務活動に係る職務	調査研究に係るもの ・情報収集(新聞・雑誌・書籍・資料等) ・訪問先との連絡・調整	等 20%
	研修に係るもの ・研修会・講演会の準備・運営 (プログラム作成、施設・講師との連絡・調整等)	等 5%
	広聴広報に係るもの ・広報誌の編集・校正、印刷業者との調整等 ・広報誌の配布	等 5%
	要請陳情等に係るもの ・要請陳情先の機関との連絡・調整 ・住民相談、意見交換の対応	等 10%
	会議に係るもの ・各種会議・住民相談会の準備・運営 (資料作成、開催周知、連絡・調整等)	等 10%
	資料作成に係るもの ・打合せ資料の作成	等 25%
	事務所での庶務に係るもの ・備品・消耗品等の管理 ・電話・来客対応、議員への連絡調整 ・政務活動費の管理、収支報告書の作成	等 25%
小計		100%
政務活動以外の活動に係る職務		

令和2年度の雇用契約に係る勤務実態は上記のとおりである旨、申告します。

雇用者 山川 典二



被雇用者



雇 用 契 約 書

氏 名	■■■■■	生年月日	■■■■■
住 所	■■■■■	電話番号	■■■■■

下記条件にて契約いたします。

雇用期間	令和2年4月1日 ~ 令和2年6月30日(更新あり)
主な就業場所	那覇市国場1186-5 丸彦マンション106 沖縄県議会議員 山川典二事務所
主な職務内容	政務活動に係る事務補助及び関係書類作成
就業時間	午前10時から午後3時(休憩1時間)
休 日	土日祝日、年末年始、盆休(3日)
給与(賃金)	月給 80,000 円 (時給 円)
給与支払日	毎月月末メ切 翌月10日支払
支払方法	<input checked="" type="radio"/> 直接払い <input type="radio"/> 口座振替
備 考	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

※契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和 2 年 4 月 1 日

雇 用 者 氏 名 山川 典二



被雇用者 氏名



※当該様式に記載されている事項が定められている場合は、任意様式でも可とする。

出勤簿

氏名	[REDACTED]	令和2年
----	------------	------

1月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
2月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28				
3月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
4月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
5月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
6月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	

事務所費案分の期間（5/25～5/31）は、別担当者で政務外の職務従事していたので、政務担当者の人件費は全額充当